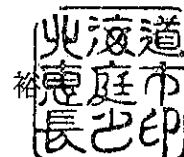


恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 1 6 号

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和 5 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 6 条（略）  附 則 1～5（略） (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受	第 1 条～第 6 条（略）  附 則 1～5（略） (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受

現行	改正案
<p>ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負</p>	<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負</p>

現行	改正案
<p>担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。 )とする。</p>	<p>担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。 )とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。 )とする。</p> <p>(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。 )とする。</p> <p>(農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>11 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3</p>	<p>11 農地に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。 )又は附則第 15 条から第 15 条の 3</p>

現行	改正案
<p>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>	<p>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____</p> <p>_____ を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>
12～13 (略)	12～13 (略)
<p>14 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 6 項</u>、<u>附則第 7 項</u>、<u>第 9 項及び第 10 項の「商業地等」</u>とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 9 項から第 11 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 11 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、<u>附則第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 12 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</p>	<p>14 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に _____、<u>附則第 7 項</u>、<u>第 9 項及び第 10 項の「商業地等」</u>とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 9 項から第 11 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 11 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、<u>同項の _____ 「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 12 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</p>
<p>15 (略)</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税に関する法の規定の適用除外)</p>	<p>15 (略)</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税に関する法の規定の適用除外)</p>
<p>16 地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u></p>	<p>16 地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項の規定に基づき、<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度</u></p>

現行	改正案
分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。	分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

